

## 社会福祉法人黒松内つくし園 役員等の報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、顧問（以下「役員等」とする）及び各種委員会外部委員の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員、顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは役員のうち、常勤の理事、監事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び事務費、その他費用の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり別紙（表1）に基づき報酬等を支給するものとする。

2 非常勤役員が各種委員会外部委員の委嘱を受けている場合は、月額報酬とは別に各種委員会外部委員の報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬上限は、報酬総額（年額）上限額を定めてその限度額内で理事会において決定する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。）とする。

2 顧問、各種委員会外部委員の報酬等については、各種会議等に出席のあった都度支給する。

3 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は給与規程に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給

する。

- 3 役員等が旅行以外の職務の遂行により、法人の内部会議等へ出席する場合については、自家用自動車を使用する場合は、自家用自動車借上げ規程に準じて支給し、公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。ただし、役員等が居住している市町村でこれらの会議等を行う場合は、費用を支給しない。
- 4 非常勤役員及び評議員、顧問、各種委員会外部委員には、上記第1項から3項の他、事務費及びその他費用の実費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。  
本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は規程管理規程別表2の定めにより、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年6月20日より施行する。

この規程は2020年7月1日一部改正する。

この規程は2021年6月28日一部改正する。

表1

1. 理事

(1) 理事長

<常勤>

常勤 週5日以上勤務 (年俸制職員の定年まで)	月額 600,000円	報酬年額 7,200,000円
----------------------------	-------------	-----------------

<非常勤>

非常勤 週1～2日実務	月額 200,000円	報酬年額 2,400,000円
非常勤 週3～4日実務	月額 400,000円	報酬年額 4,800,000円

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

(2) 業務執行理事

常勤 週5日以上勤務 (年俸制職員の定年まで)	月額 550,000円	報酬年額 6,600,000円
----------------------------	-------------	-----------------

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

(3) 理事

非常勤 週1日～2日実務	月額 150,000円	報酬年額 1,800,000円
非常勤 週3日～4日実務	月額 300,000円	報酬年額 3,600,000円
非常勤で不定期実務の場合 (理事業務・理事会・評議員会・各種会議等への出席)	月額 20,000円	報酬年額 240,000円

理事で施設長格を兼務している場合の年俸（年俸制職員の定年まで）

常勤 週5日以上勤務	月額 520,000円 ～550,000円	報酬年額 6,240,000円 ～6,600,000円
------------	--------------------------	--------------------------------

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

2. 監事

非常勤で週1～3日以内実務	月額 200,000円	報酬年額 2,400,000円
非常勤で週4～5日以内実務	月額 300,000円	報酬年額 3,600,000円
非常勤で不定期実務の場合 (会議出席・監事監査の実施、各施設等隨時監査等)	月額 20,000円	報酬年額 240,000円

3. 評議員

週1～2日実務し、理事や監事、会計監査人の実務状況や事業の経営実態を把握する等の業務を行う者	月額 150,000円	報酬年額 1,800,000円
上記以外の者	月額 10,000円	報酬年額 120,000円

#### 4. 顧問

非常勤で不定期実務の場合 (理事会・評議員会・各種会議等への出席)	半日（4時間未満）	1回につき 5,000円
	1日（4時間以上）	1回につき 10,000円

#### 5. 各種委員会外部委員

非常勤で不定期実務の場合 (各種会議等への出席)	半日（4時間未満）	1回につき 5,000円
	1日（4時間以上）	1回につき 10,000円

#### 6. 会計監査人

監査法人に委託 (監事及び理事会審査)	監査法人委託契約 8,000,000円	公認会計士 8,000,000円
------------------------	------------------------	---------------------

#### 別記1 役員等の報酬の支給基準

常勤役員の報酬は、①-(1)民間事業者の役員の報酬、①-(2)北海道知事の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として、民間事業者の役員等実績の上限額を超えないことを支給基準とし、別表1、2、3に記載のとおり、算定するものとする。

##### ①-(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模（従業員数）	役員平均年収
従業員300人未満	3,109万円
従業員300~999人未満	4,043万円
全体	4,381万円

出所：一般財団法人 労務行政研究所：労政時報「役員報酬・賞与等の最新実態」平成25年度データ

##### ①-(2)北海道知事の報酬

平成28年度北海道知事報酬月額	1,035,000円
平成28年度北海道知事報酬月額×15	15,525,000円

##### ②社会福祉法人黒松内つくし園 常勤職員の給与（平成29年4月度平均額）

算定期間	常勤職員の給与平均月額	常勤職員の給与平均年額
平成29年4月度	252,644円	3,031,733円

##### ③法人の経理の状況等

2021年3月度決算における事業活動計算書の当期経常増減差額及び当期経常増減差額率

決算年度	事業活動計算書 当期経常増減差額	事業活動計算書 当期経常増減差額率
2021年3月期	34,198,632円	1.1%

参考資料 施設長格の年俸について（理事兼務を除く）判断基準

6,000,000 円～6,390,000 円 （月額 500,000 円～532,500 円）

定年退職者の再雇用及び新たに中途採用する場合は、上記規定によらず、前職の年俸等を勘案して理事会で決定する。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

医師の年俸について 判断基準

③原則 年俸 11,000,000 円～13,000,000 円

※その経験年数や医師業務内容等を考慮し、理事長が理事会へ提案し、理事会で決定する場合がある。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。

副施設長格の年俸について 判断基準

5,400,000 円～6,000,000 円 （月額 450,000 円～500,000 円）

定年退職者の再雇用及び新たに中途採用する場合は、上記規定によらず、前職の年俸等を勘案して理事会で決定する。

※他各種手当は通勤手当、夜間勤務手当のみ支給する。